

## 第5章 事業紹介

### 1 収集制度

#### (1) 家庭系ごみ及び資源物の分別種類 (表 5-1)

		主 な 分 類	排 出 方 法
家 庭 系 ご み	可 燃 ご み	生ごみ、紙おむつ、草、芝、木の枝葉、プラスチック製品 (容器包装以外のもの)、革・ゴム製品等	指定収集袋(青)で排出する。 枝は束ねて、葉、雑草、芝は透明又は半透明の袋で排出する。
	不 燃 ご み	金属・ガラス・せとの類	指定収集袋(黄)で排出する。 (危険な物は厚紙で包む等の工夫をして排出する。)
	有 害 ご み	乾電池、蛍光管、水銀体温計、ボタン電池、スプレー缶、 ガスボンベ、ライター、炭酸ガスカートリッジ	透明又は半透明の袋で排出する。(スプレー缶、ガスボンベ、ラ イター、炭酸ガスカートリッジは、中身の使い切ったもの)
	粗 大 ご み	家具、家電製品(家電リサイクル法対象品とパソコンは除 く)、自転車等	収集(依頼)又は直接搬入する。
資 源 物	古 紙	新聞、ダンボール、雑誌・雑紙、紙パック	ひもで十字にしぼる。シュレッダー紙は紙袋に入れる。
	空 き び ん	飲料や食品の入っていたびん	ふたをとり水ですすぐ。
	空 き 缶	飲料や食品の入っていた缶	水ですすぎ、軽くつぶす。
	古 着 ・ 古 布	衣類、シーツ、タオル、毛布等	透明又は半透明の袋で排出する。
	容 器 包 装 プ ラ ス チ ッ ク	ブラマークがついているもの	汚れを落として排出する。
	ペ ッ ト ボ ト ル	清涼飲料、醤油、酒、みりん等	キャップとラベルをとり水ですすぎ、軽くつぶす。

#### (2) 家庭系ごみ及び資源物の収集形態 (表 5-2)

		収 集 回 数	収 集 曜 日	収 集 地 区 数	収 集 体 制	排 出 場 所	備 考
家 庭 系 ご み	可 燃 ご み	週2回	月・木 又は火・金	市全域を4区分	委託収集	戸建は各戸の前、 集合住宅等は集積所	袋収集、コンテナ収集、ロータ リードラム収集
	不 燃 ご み	2週に1回	月～金	市全域を4区分	委託収集		袋収集、コンテナ収集、ロータ リードラム収集
	有 害 ご み			市全域を2区分			透明・半透明の袋に入れて排出
	粗 大 ご み	随 時					事前にごみ総合相談センターへ 収集を依頼
資 源 物	古 紙 (新 聞)	月2回	水	市全域を4区分	委託収集	戸建は各戸の前、 集合住宅等は集積所	
	古 紙 (ダンボール、 雑誌・雑紙、紙パック)	2週に1回	月～金	市全域を4区分	委託収集		
	空 き び ん			市全域を2区分			容器に入れて排出
	空 き 缶	市全域を2区分					
	古 着 ・ 古 布	2週に1回		市全域を2区分			透明・半透明の袋に入れて排出
	容 器 包 装 プ ラ ス チ ッ ク	週1回	市全域を2区分	直営収集			容器に入れて排出
	ペ ッ ト ボ ト ル	2週に1回 (7・8・9月は週1回)	市全域を4区分	委託収集			
は が き 類	拠点回収	年1回指定期間に郵便局及び市役所本庁舎に設置する 専用回収ボックスに排出					

(3) 事業系ごみの収集形態（少量排出事業系ごみを除く）(表 5-3)

収 集 体 制	
可 燃 ご み	収集・運搬許可業者又は事業者自らが処理施設（清掃工場）に搬入

(4) 少量排出事業系ごみの収集形態（表 5-4）

	収 集 体 制	排 出 場 所	備 考
可 燃 ご み	委託収集	申込時に登録した場所	事業系指定袋で1回に40リットルまで
不 燃 ご み			事業系指定袋で1回に80リットルまで
有 害 ご み			事業系指定袋（20リットル）で1回に1袋まで
新 聞			1回に2束まで
ダ ン ボ ー ル			1回に2束まで
雑 誌 ・ 雑 紙			1回に2束まで
紙 パ ッ ク			1回に2束まで

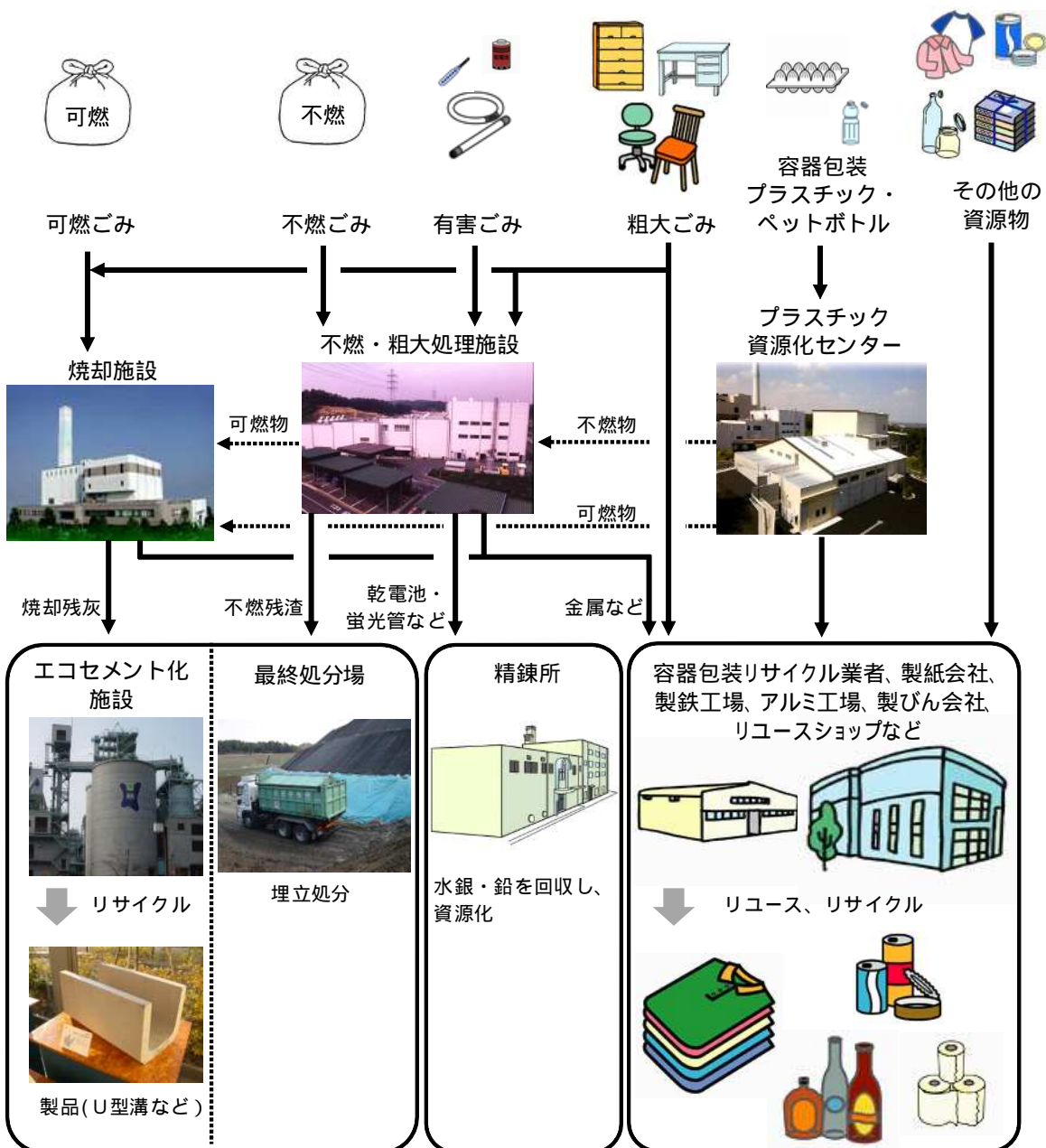
家庭系ごみ・資源物処理の流れ (図5-1)



戸建住宅



集合住宅等



2 資源集団回収事業

昭和55年6月に市内2地区をごみ減量モデル地区に指定し、集団回収によるごみ減量に効果をあげるとともに、ごみ減量運動の推進に努めてきた。更に昭和61年度から市内の住民団体等が実施する資源集団回収事業に対し、その回収量に応じて補助金を交付している。

また、平成19年度から平成24年度までの5年間、集団回収モデル事業として商店会が集団回収として回収した古紙の量に応じて補助金を給付していた（参加数は3商店会）。

(1) 資源集団回収状況（表4-4） 再掲

単位 [t]

区 分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
新 聞	4,012	3,774	3,607	3,260	3,011
ダ ン ボ ー ル	1,319	1,293	1,360	1,393	1,382
雑 誌 ・ 雑 紙	2,576	2,525	2,559	2,531	2,501
紙 パ ッ ク	79	77	80	81	81
生 き び ん	10	6	5	6	6
雑 び ん	24	55	53	59	60
ス チ ー ル 缶	38	36	38	39	40
ア ル ミ 缶	159	165	169	169	167
古 着 ・ 古 布	326	330	346	355	358
金 属 く ず	9	6	9	8	9
計	8,552	8,267	8,226	7,901	7,615
補 助 金 額 [円]	65,062,707	63,796,718	63,577,360	61,473,707	59,450,569
団 体 数 [団体]	389	392	390	388	388

(2) 補助単価（表5-5）

単位 [円/kg]

回収品目	紙 類				布類	び ん 類		金 属 類		
	新聞	ダンボール	雑誌	紙パック		生きびん	雑びん	スチール缶	アルミ缶	金属くず
補助単価	7	7	7	15	7	30	30	10	30	10

(3) 団体の分類（表5-6）

単位 [団体]

団 体	子供会 育成会	町 会 自治会	P T A 父母会	住宅管 理組合	老人会	児童会 生徒会	福 社 団 体	そ の 他	計
団体数	74	111	13	131	9	7	23	20	388

### 3 生ごみ処理機器等購入費の補助

昭和60年4月からごみ減量運動の一環として生ごみ堆肥化容器を斡旋し購入費の一部を補助していた。平成10年度から、従来の斡旋制度に代わり、処理機器等すべての機種について購入費の一部を補助してきた。平成19年4月から、更なる生ごみの減量を図るため、制度を見直し、補助額を引き上げた。平成24年度から、ダンボールコンポストとダンボールコンポスト専用基材及び発酵促進剤も補助対象とした。平成27年9月からは、ダンボールコンポストと専用基材の補助率を引き上げた。

表5-7：生ごみ処理機器等購入費の補助

単位 [件]

区 分		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
生 ご み 処 理 機 器	ダンボールコンポスト	151 (204)	247 (303)	351 (392)	336 (388)	343 (394)
	コンポスト	34 (34)	43 (44)	45 (46)	29 (34)	30 (32)
	密閉式容器	16 (16)	12 (13)	11 (12)	7 (8)	9 (12)
	ディズボータ排水処理システム	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	電気式処理機	99 (99)	72 (72)	83 (83)	69 (69)	92 (92)
そ の 他	ダンボールコンポスト専用基材	53 (99)	36 (179)	92 (205)	107 (214)	133 (273)
	発酵促進剤		0 (47)	0 (55)	0 (11)	0 (19)
計		353 (452)	410 (658)	582 (793)	548 (724)	607 (822)
補助金額 [円]		2,394,700	2,150,570	2,881,218	2,524,997	2,870,396

( )については、補助対象個数とする。

発酵促進剤については、生ごみ処理機器と同時に申請されたもののみ補助対象としている。

### 4 事業者へのごみの減量・適正排出指導

#### (1) 廃棄物の減量及び再利用に関する計画書の提出

一定規模以上（延床面積 3,000 m<sup>2</sup>以上または事業系一般廃棄物の排出量が年間 20 t 以上）の建築物の所有者に対し、廃棄物管理責任者の選任、再利用計画書等の提出を義務付けている。

〔対象事業所〕

654 事業所

〔再利用計画書届出〕

525 事業所

#### (2) 訪問指導

市内の事業者に対し、ごみの減量や適正排出を促進するため、訪問指導を実施した。

95 事業所

#### (3) 内容物検査

清掃工場への不適正搬入を抑制するため、事業系一般廃棄物の内容物検査を実施した。

〔検査台数〕

116 台

## 5 ふれあい収集

ごみを排出することが困難な身体障害者・高齢者世帯等を対象に、ごみ・資源物を戸別に収集し、在宅での生活支援を行った。

表 5-8：ふれあい収集件数（年度末時点）

単位 [件]

区 分	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
件 数	205	230	278	307	349
（うち声かけ件数）	(69)	(83)	(87)	(95)	(100)

## 6 紙面・メディアを利用した啓発

### （1）家庭用ごみ・資源物収集カレンダー

可燃ごみ・不燃ごみ及び資源物等の収集日の周知、並びにごみと資源物の正しい出し方を徹底するため、町別に 19 種類のカレンダーを作成し、戸別配布を行った。転入者・転居者へは窓口で配布している。

〔発行部数〕

408,800 部

### （2）広報はちおうじ

ごみの減量・資源化について市民に周知するための広報紙として、広報はちおうじ折込「ごみゼロ通信」を発行し、戸別配布している。

〔発行部数〕

282,140 部

### （3）社会科副読本

昭和 58 年度から環境学習の一環として、市立小学校 4 年生を対象とした社会科副読本「きれいなまち八王子」を作成し、授業に使用している。

〔発行部数〕

5,300 部

### （4）インターネット・ホームページの活用

平成 10 年度から本市のホームページにごみ・資源物収集カレンダーや、ごみと資源物の正しい出し方、ごみ減量やリサイクルに関する情報を掲載し啓発を行っている。

(5) シンボルマーク及びリサイクルマスコットの活用



「ハート・リサイクルはちおうじ」

心の豊かさゆとり、ものの大切さをハートで表現し、矢印でリサイクルを象徴している。

ごみ減量キャンペーンの一環として、市民からリサイクルのシンボルマークを募集し、平成4年度に最優秀作品を本市のシンボルマークに決定した。



「リサイクルマスコット「クルリ」」

「リサイクル」の「クル」と「オオルリ」の「ルリ」を合わせて「クルリ」と命名した。

市民に親しみやすくリサイクル意識を啓発するために、平成5年度の第4回リサイクルまつりでリサイクルマスコットを募集。市の鳥「オオルリ」に決定し、翌年の第5回リサイクルまつりで「クルリ」と命名。市のポスター、ちらし等の印刷物に掲載し、広く市民にリサイクルを呼びかけている。



「マイバッグシンボルマーク」

英字のMYをハート型にデザインし微笑む顔にすることで、マイバッグを持つ人の「レジ袋はいりません」というごみ減量への優しい気持ちを表現している。

マイバッグ持参運動を開始するに当たり、平成17年度に市民から公募し、マイバッグシンボルマークを決定し、市が作成したマイバッグ等に印刷してマイバッグの普及に活用している。



「戸吹クリーンセンターマスコット「プクリン」」

プラスチック資源化センター竣工時にこれまでの可燃ごみ、不燃ごみに加えプラスチック等も処理するということから、プラスチック+クリーンで「プクリン」と命名した。

平成22年のプラスチック資源化センターの稼働に伴い、平成24年に見学用のイメージキャラクターとして作成された。パンフレットや環境イベント等で、戸吹クリーンセンターの紹介や、分別の啓発に活用している。

## 7 ごみゼロ社会推進協議会の運営

廃棄物減量・再利用推進審議会が環境審議会に統合されたことに伴い、平成18年度に「ごみゼロ社会推進協議会」を設置した。廃棄物の減量及び再利用の促進等について委員から意見を聴取し、施策の具体化を図る。平成29年度は、ごみ処理基本計画改定に向けた現計画の施策評価や生ごみ削減の取組等について協議した。

〔委員数〕 15名

## 8 八王子市廃棄物減量・再利用推進員（リサイクル推進員）制度

平成6年8月に町会・自治会ごとの推薦によって、推進員制度を発足させた。任期は2年間。ごみ問題やリサイクルについて行政と市民をつなぐリーダーとして、また地域のリサイクルリーダーとして、地域住民へごみ減量・リサイクルについての啓発、資源物の持ち去り防止の協力、不法投棄の発見通報等の活動を担っている。

〔リサイクル推進員数（平成29年度末）〕 430名

## 9 出前講座

市民にごみの減量と再利用の大切さを学んでもらうことを目的として、平成10年10月から実施している「はちおうじ出前講座」により「ごみの減量とリサイクル」について講座を開いた。

〔出前講座開催件数〕 36件

〔受講者数〕 3,437名

## 10 施設見学・職場体験

市民のごみ問題に関する知識の習得や意識向上を目的として、施設見学や職場体験の受け入れを行った。

・受け入れ人数

〔戸吹クリーンセンター〕 1,811名

〔北野清掃工場〕 2,743名

## 11 戸吹クリーンフェスタの開催

環境施設の集まる戸吹地区をより市民に親んでもらうため、地元企業や町会などと連携し、環境啓発、模擬店、リユース品無料抽選会、少年野球教室等を開催した。

〔開催日〕 平成29年7月8日

〔来場者数〕 1,490名

## 12 イベント参加

「フラワーフェスティバル由木」「環境フェスティバル」「消費生活フェスティバル」などの行事に参加し、広く市民に啓発活動を展開している。



### 13 八王子市エコショップ認定制度

平成17年12月から、買い物袋持参運動の推進、エコ商品の販売など、ごみの発生を抑制する取り組みを行っている環境に配慮した小売店を募集し、「八王子市エコショップ」として認定する制度を開始した。認定店については、広報やホームページを通じ、市民に周知して利用促進を図っている。

〔エコショップ認定店数(平成29年度末)〕 111店舗

### 14 集合住宅ごみ等優良排出管理認定制度

集合住宅におけるごみ・資源物適正排出及び集積所適正管理の確立を図るため、平成18年7月から「出し方ルール・集積所維持管理」が適正な集合住宅の集積所を、優良集積所として認定する制度を開始した。認定された集積所へ優良認定マーク及び認定証を交付することで、居住者等へ減量・分別意識の更なる高揚を図っている。

〔優良集積所認定数(平成29年度末)〕 132件

### 15 マイバッグ持参運動の推進

身近にできる発生抑制策として、使い捨ての象徴とされるレジ袋を削減することでごみ減量と生活習慣を見直す契機となるようマイバッグの普及を図るため、平成20年度に10月を「マイバッグ利用促進月間」、10月5日を「マイバッグの日」と制定し、マイバッグ利用促進月間のポスター、横断幕の掲示を行い啓発した。

### 16 廃食用油資源化事業

平成19年度から、環境負荷低減を図るため、市内小学校から回収した廃食用油を用いて精製したバイオディーゼル燃料(BDF)を使用して、ごみ収集車の運行を開始した。また環境啓発として、小学校児童向けの出前講座等にラッピングを施したBDF使用車両を活用している。

〔廃食用油回収校数〕 22校

〔車両運用台数〕 6台

### 17 北野余熱利用センター「あったかホール」の運営

平成9年10月1日に北野清掃工場の余熱を利用した室内プール、浴室のほか、多目的ホール、会議室、和室及びリサイクル啓発施設を持つ北野余熱利用センター「あったかホール」を開館した。

また、平成17年1月には市民・事業者をはじめ環境保全を行う団体等が地域に根ざした環境保全活動を行える拠点として「エコひろば」環境学習室を、平成28年4月には地球温暖化対策を推進する地域の活動拠点として「クールセンター八王子」を開設した。

なお、平成18年度からは、リサイクル公社に代わり指定管理者が施設の管理運営及び市民のごみ減量・リサイクル文化の啓発などを担うこととなった。

〔指定管理者〕 (株)京王設備サービス・ジョンソンコントロールズ(株)共同事業体

(1) リサイクルショップ(リユースマート)の運営

家庭で不用となった家具や電気製品の展示・斡旋や、自転車商組合との提携による再生自転車の斡旋販売を行った。

・不用品の斡旋販売

〔搬入件数〕	10,723 件
〔販売件数〕	6,607 件
〔販売重量〕	16,963 kg

・再生自転車斡旋販売

〔販売台数〕	514 台
〔販売重量〕	7,710 kg

(再生自転車については「リサイクル自転車まつり」を6回開催した。)

(2) あったかホールまつりの開催

地域とのふれあい、環境啓発施設の認知度の向上を目的とし、近隣4町会の協力のもと、模擬店、フリーマーケット、コンサート、体験講座等を開催した。

〔開催日〕	平成29年11月5日
〔来場者数〕	19,263名

(3) フリーマーケットの開催

・屋外フリーマーケット

〔来場者数〕	27,155名
--------	---------

・屋内フリーマーケット

〔来場者数〕	2,840名
--------	--------

18 分別回収・資源化事業(各回収量・資源化量については表4-2、表4-3、表4-5を参照)

(1) 古紙分別回収事業

新聞、ダンボール、雑誌・雑紙については、平成4年3月からモデル回収事業として、週3回の可燃ごみ収集とは別に週1回の「古紙回収日」を設け、市が直接収集していた。平成6年4月から、可燃ごみの週3回収集から週2回収集への変更に伴い、全市域で古紙分別回収を開始した。

紙パックについては、平成4年9月に牛乳パックの集団回収団体で構成されている「八王子市紙容器・紙パックリサイクル会」と資源運搬業者、行政の三者が協力して拠点回収を開始した。

古紙分別回収事業は平成16年10月から全市域で隔週による分別回収を開始し、平成22年10月から戸別回収している。紙パックの拠点回収は平成24年3月で終了した。

(2) 空きびん分別回収事業

平成2年11月から空きびんモデル回収事業を実施した。その後、段階的に対象地域を広げ、平成6年12月から全市域に拡大し、平成22年10月から戸別回収している。

### (3) 空き缶分別回収事業

平成9年9月から一部地域でモデル回収事業を実施。平成10年6月から市内全域に拡大し、平成22年10月から戸別回収している。

### (4) 古着・古布分別回収事業

平成10年10月から市内全域で古着・古布分別回収事業を実施。平成16年10月から毎月1回収をした。平成22年10月から戸別回収を開始するとともに、隔週回収している。

### (5) 容器包装プラスチック分別回収事業

平成12年10月から平成16年3月まで、元八王子町一丁目から三丁目までの約4,000世帯を対象に、モデル回収事業として分別回収を実施。平成16年10月から全市域で回収品目をボトル容器、発泡スチロール製の容器・トレイ・緩衝材に限定して分別回収を開始した。平成22年10月からは回収品目をすべてのプラスチック製容器包装に拡大し戸別回収を開始した。回収したプラスチック製容器包装はプラスチック資源化センターにおいて圧縮梱包している。

### (6) ペットボトル拠点回収・分別回収事業

平成8年6月から、元八王子町一丁目から三丁目までを対象にモデル回収事業を実施。平成10年10月から平成25年9月まで、市内のペットボトルを扱っているス・パ・や酒店等の協力により、店頭等に回収ボックスを設置し、週2回の回収を行った。また、平成16年10月から拠点回収に加え、全市域で隔週（平成17年から7月～9月は毎週）による分別回収を開始し、回収したペットボトルを戸吹ペットボトル保管施設において圧縮梱包した。平成22年10月からは戸別回収を開始するとともに、回収したペットボトルをプラスチック資源化センターにおいて圧縮梱包している。

### (7) はがき類拠点回収事業

平成12年9月からはがき類の拠点回収事業を実施。平成29年度は、1月から2月にかけて市内61ヶ所の郵便局及びごみ減量対策課窓口回収ボックスを設置し、回収を行っている。

### (8) 事業系古紙拠点回収事業

平成20年2月から、主に事業者を対象として古紙無料持込場所（ストックヤード、ストックスペース）を清掃施設及び事務所等に設置した。

<memo>